

高齢者の虐待を防ぎ、高齢者の権利を地域で守りましょう

高齢者の権利が侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態を高齢者虐待といいます。

①心理的虐待 ②身体的虐待 ③介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) ④性的虐待 ⑤経済的虐待

異変に気づくには、普段の様子を知ることが大切です。虐待につながるサインに気づくことができるかもしれません。また、介護をしている方が虐待だと気づかずに不適切な対応をしていたり、気づいていても自分では歯止めがきかなくなったりしていることもあります。

このような虐待が起こらないように第三者が援助し、高齢者を支える養護者(介護者)の負担を減らすことで問題の解決に取り組むことができます。虐待かもしれないと思ったら、迷わずご相談ください。

ご近所にこのような高齢者はいませんか？

- 不自然なあざややけどのあとが見られる。
 - 汚れている・破れている衣類を着ていて異臭がする。
 - 下着姿で放置されている。
 - 天気が悪いのに、長時間家の外で過ごしている。
 - 必要な医療や介護保険サービスを受けていない。
 - 年金や財産収入があるのに年金を盗られた、お金がないと話されている。
 - 何かにおびえている様子が見られる。
 - 最近、姿をみかけない。
 - 高齢者の部屋に外から鍵などをかけ、外出できなくなっている。
 - 家から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえる。
- などが高齢者虐待のサインです。

高齢者虐待についてのご相談は
こちらの窓口まで

- 鶴見区役所 保健福祉課(高齢者支援) ☎6915-9859
- 鶴見区地域包括支援センター ☎6913-7512(担当エリア:茨田南・茨田・茨田東・茨田北・焼野)
 - 茨田総合相談窓口(ファミリー) ☎6915-1717(担当エリア:茨田南・茨田)
 - 茨田大宮総合相談窓口(ちどり) ☎6914-7711(担当エリア:茨田東)
- 鶴見区西部地域包括支援センター ☎6913-7878(担当エリア:緑・鶴見北・鶴見・茨田西・横堤)
- 鶴見区南部地域包括支援センター ☎6969-3030(担当エリア:榎本・今津)

令和3年度から実施される 主な税制改正 (個人市・府民税)

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点およびすべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、次の税制改正が実施されます。

- ①基礎控除の見直し
- ②給与所得控除の見直し
- ③公的年金等控除の見直し
- ④ひとり親控除の創設・寡婦(寡夫)控除の見直し

上記①・②の改正により負担増が生じないよう一定の要件に該当する給与所得者に対して創設される「所得金額調整控除」および上記④の改正により創設される「ひとり親控除」ともに、適用を受けるためには、勤務先の年末調整による「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」または所得税確定申告等による申告が必要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合 京橋市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4801-2953 FAX 4801-2871

※問合せ可能日時…平日9時～17時30分
(金曜日は9時～19時)

つるみっこ 写真館

10月
出生届
受理件数
77件



丸山 新太 ちゃん (2歳)
なんで?なんで?と好奇心
いっぱいのあらた。どこ
でもだれとでも、なかよくな
れるのは、とってもすてきな
ことだよ。これからも新しいこ
といっぱい発見しようね!

青山 紡希 ちゃん (6か月)

毎日、笑って、泣いて、怒っ
て。。そんな日々の成長が
みれて楽しいです。お姉
ちゃんのこと大好きな、
つむちゃん!!姉妹仲良く元
気に育ってね☆



西岡 美果 ちゃん (7歳)
果絵 ちゃん (3歳)

喧嘩も多い毎日ですが、2人仲
良くしている姿が大好きです。
一日一日を大切に沢山成長し
ていこうね。



ホームページは
コチラ!



かわいいお子さんの
写真を広報紙に
載せてみませんか?



★詳しくはホームページをご覧ください。

※年齢・コメントは撮影当時のものです。

つるみっこ写真館

検索

申込・問合 総務課(政策推進)4階④1番
☎6915-9683

12月 無料相談



マスク着用を
お願いします。

対象 市内在住の方

	相談名	日時	申込方法	場所
①	法律相談 (弁護士)	12月11日(金)・25日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所 3階相談室
②	不動産相談 (宅地建物取引士)	12月8日(火)13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	※予約電話が大変混み合い つながりにくい 場合があります。 ※換気のため、 扉と窓を開けて 相談業務を 行っています。
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人 の登記、成年後見など)	12月16日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	12月9日(水) 14時～16時 (毎月第2水曜日)	当日会場へお越しください	鶴見区役所 1階ロビー
⑤	ごみの出し方・予約方法 リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	12月15日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場へお越しください	
⑥	人権相談 (専門相談員) (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メ ール、面談で相談をお受けします。 鶴見区役所で面談をご希望の場 合は事前にお申込みください。 (なやみゼロ) (☎6532-7830) ※通話料は自己負担 FAX 6531-0666 ☑7830@osaka-jinken.net	大阪市 人権啓発・ 相談センター 西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 1階
⑦	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課 (保健活動) 6915-9968	12月11日(金) 14時～15時30分 12月15日(火) 10時～12時	電話または⑪番窓口 事前予約制(☎6915-9968) ※各日2名(先着順) (1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
⑧	日曜法律相談	12月27日(日) 9時30分～13時30分 福島区役所・東住吉区役所	問合 大阪市総合コールセンター 「なにわコール」(☎4301-7285) ※マスク着用の徹底をお願いします。 マスク未着用の場合、相談ブースへの入室は お断りします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブース への入室をお断りすることがあります。	
⑨	ナイター法律相談	今月は実施されません。		